豊橋市概算数量発注方式実施要領(試行)

(要　旨)

第１条　この要領は、豊橋市が発注する土木系工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱い事務を定めるものとする。

(定　義)

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）概算数量発注方式とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、工事現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を行い、契約変更を行うものをいう。

（２）概算数量とは、詳細な測量に基づかずに算出された数量をいう。

（３）工事計画図書とは、平面図、縦・横断面図、展開図、区画線図、数量総括表及び数量計算書等をいう。

(対象工事)

第３条　概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額６，０００万円未満の工事を対象とする。ただし、構造計算や安定計算を必要とする工事、現地精査の結果と概算数量との乖離により工事費、工期等に著しい影響を与える工事又は委託業務等により詳細図面がある工事については対象としない。

(設計書の作成)

第４条　設計書の作成については、次に掲げるとおりとする。

（１）設計書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。

（２）当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付する。

（３）発注者及び受注者が「概算数量発注」であることが確認できるよう設計書の工事費内訳書の備考欄及び数量総括表に「概算」と明示する。

(施工条件の明示)

第５条　概算数量発注にあたっては、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

（１）概算数量発注方式による発注工事であること。

（２）概算数量に基づく見積りであること。

（３）この要領に基づき施工すること

（４）工事着手後、速やかに工事計画図書を作成し、監督員の承諾を得ること。

（５）その他必要事項

(設計変更)

第６条　工事の設計変更については、次に掲げるとおりとする。

（１）受注者から提出された工事計画図書の結果について、事前協議を行うものとする。

（２）変更理由については、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」と記載すること。

(その他)

第７条　この要領に定めるもののほか必要な事項については、豊橋市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 11 号）の例によるほか、発注者と受注者が協議をして定める。

附則

この要領は、平成２７年２月１８日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事については、なお従前の例による。

特記仕様書（記載例）

第１条　本工事は概算数量発注方式により発注する工事であるため、「豊橋市概算数量発注方式実施要領（試行）」に準拠することとする。また、設計数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現地精査後、「工事計画図書」に基づき必要に応じ変更する。

第２条　本設計は、平面図、標準断面のみで発注しているため、施工箇所の起終点及び標準的な断面のみを示している。そのため、当初設計内容を踏まえ、受注者において工事着手後速やかに現場を調査した上で「工事計画図書」を作成し、監督員の承諾を得ること。

第３条　第２条でいう「工事計画図書」とは、下記の図書をいう。

１）平面図、縦・横断面図、展開図の実施予定図面。
（縦・横断面図、展開図は施工延長で作成する。）

２）実施予定の数量総括表、数量計算書。

※想定の縮尺（1/○○○～1/○○○程度）を記載しておくことが望ましい。

第４条　受注者は作成した「工事計画図書」を打合せ簿にて監督員へ提出し、承諾を得なければならない。また、原則として、施工前に数量を確定させなければならない。

第５条　受注者は承諾を得た「工事計画図書」に基づき、工事を実施する。

第６条　「工事計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上している。

第７条　受注者は本工事に関して、疑義が生じた場合には、その都度、監督員と協議しなければならない。